

## (9) 愛南町



### ① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病に関すること</li> <li>・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み</li> <li>・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み</li> <li>・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど</li> </ul>	<p>認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室</p> <p>〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階</p>	<p>電話/FAX： 089-916-6035 E-mail： lafamille@cc-sodan.jp</p>	<p>平日 第1・3土曜日 10：00～17：00</p>
<p>障害者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと</p> <p>保育所や幼稚園、 一時預かりについて</p>	<p>保健福祉課</p> <p>〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲 2420番地</p>	<p>電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777</p>	<p>平日 8：30～17：15</p>
<p>病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について</p>	<p>学校教育課</p> <p>〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地</p>	<p>電話：0895-72-1113 FAX：0895-73-1113</p>	<p>平日 8：30～17：15</p>
<p>子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、非 行など、子どもに関 すること、子育てに 関することについて</p>	<p>保健福祉課</p> <p>〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地</p>	<p>電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777</p>	<p>平日 8：30～17：15</p>
	<p>学校教育課</p> <p>〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地</p>	<p>電話：0895-72-1113 FAX：0895-73-1113</p>	
	<p>子ども支援センター</p> <p>〒798-4407 南宇和郡愛南町上大道 683番地</p>	<p>電話：0895-73-7171</p>	

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	町民課 保険医療係 (医療費)	電話：0895-72-7300 FAX：0895-72-1214	平日 8：30～17：15
	保健福祉課 (児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当)  〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地	電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777	
難病に関すること	宇和島保健所健康増進 難病・母子保健係  〒798-8511 宇和島市天神町7-1	電話：0895-22-5211 FAX：0895-24-6806	平日8：30～ 17：15 (難病医療相談) 毎月第3火曜日 午後1時30分～ 午後4時(予約要)
発達障がいに関すること	保健福祉課  〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地	電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777	平日 8：30～17：15



## ② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。



### ○月齢別の保健サービス

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、町ホームページにてご確認ください。

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳交付	愛南町役場保健福祉課または城辺保健福祉センターにて母子健康手帳の交付を行っています。保健師や栄養士が、妊婦さんの健康状態をお聞きし、相談にも応じます。	町内在住の妊婦	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777
妊婦一般・ 歯科健康診査	妊婦一般健康診査（医療機関委託）を行っています。なお、母子健康手帳の交付時に受診券を発行します。		城辺保健福祉センター 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺 甲2487番地 電話：0895-73-7400 FAX：0895-72-1215
産婦健康診査	産後2週間前後および1カ月前後に各1回、産婦健康審査を行っています。	町内在住の産婦	
妊産婦健診 通院費公費 助成事業	町発行の妊産婦健診受診券を利用して受診した健診について、通院費として一部助成を行っています。（1回1,500円）	町内在住の妊産婦	
産後ケア事業	産後のお母さんが安心して子育てを始められるように、お母さんの心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。 （お母さんの身体的・心理的ケア、育児の手技指導、赤ちゃんの健康管理、お母さんの休憩など）	産後4カ月未満のお母さんとその赤ちゃんで下記のいずれにも該当する方 ・産後に育児不安がある方 ・家族から支援が受けられない方 ・母子ともに病院への入院が必要でない方	
新生児訪問	赤ちゃんの身体測定や子育ての相談、予防接種等の情報提供を行います。	町内在住の新生児のいる家庭	

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
新生児 聴覚検査	出生後、入院中に出生した医療機関で行います。	町内在住の新生児のいる家庭	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777
乳児一般健康 診査	乳児一般健康診査（医療機関委託）を行っています。 受診券（2回分）は出生後に発行します。	1回目は生後3～6か月の時期に、 2回目は生後9～11か月の時期に受診することができます。	城辺保健福祉センター 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺 甲2487番地 電話：0895-73-7400 FAX：0895-72-1215
乳幼児健康診査	問診、身体測定、内科健診、歯科健診、歯科相談、生活栄養相談、心理相談など、乳幼児健康診査を行っています。	健診の種類 ・乳児健康診査 ・1歳6カ月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査	
離乳食実習 「もくもく教室」	離乳食の進め方や作り方についての講話や育児に関する相談を行います。	町内在住の子育て中の方	
保健師・栄養士による家庭訪問	赤ちゃんを対象に保健師・栄養士による家庭訪問を行っています。身体計測、発育・発達確認・栄養についての相談、母子保健サービスの紹介等を行っています。そのほか妊産婦さん、子どもさんに対しても、必要に応じて家庭訪問を行っています。	町内在住の妊産婦・乳幼児	
愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業 （愛顔の子育て応援事業）	愛南町と愛媛県では子育て支援の一環として、平成29年4月1日以降に出生した乳幼児の保護者に対して、町内で協力していただける店舗で使える紙おむつ券を交付します。愛南町では第1子より交付します。	町内在住の、1歳未満の子ども	



名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
育児相談	町内で乳幼児を対象に育児相談を実施しています。 身体計測や個別相談、親子の触れ合い遊びなどを通して、ゆとりある子育てを応援します。 ・家串公民館 ・御荘夢創造館 ・城辺保健福祉センター ・一本松保健センター	町内在住の乳幼児	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777  城辺保健福祉センター 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺 甲2487番地 電話：0895-73-7400 FAX：0895-72-1215
発達支援相談会	相談支援専門員、愛媛県発達支援マネージャーが個別相談の他、必要に応じて訪問、ケース検討会、連絡会などを実施しています。	子育てに工夫のいる又は発達に不安のあるお子さんとそのご家族及び支援者	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777
子育て支援講座	お子さんの行動に注目して、子どもの個性にあった育て方を学び楽しい親子関係づくりや、子育ての方法を一緒に考え、学び合うことを目的として開催しています。	未就学児の保護者で、子どもの発達や子育てに不安や悩みなどのある方	

### ○子育て世代包括支援センター

……妊娠期から子育て期、18歳までの子どもとその家族に関する相談窓口です。子育て世代に寄り添った相談・支援を行っています。専門職として保健師・栄養士が常駐しています。

〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777  
(平日) 午前8時30分～午後5時15分



## ○子ども支援センター

……悩みをもっているお子さんと教育活動をともにしながら、心地よい時間を共有し、その成長を見守ります。保護者の皆さんとのコミュニケーションを通して、温かい協力関係を築いて、お子さんを支援します。

〒798-4407 南宇和郡愛南町上大道683番地

電話：0895-73-7171

相談日時：月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後5時



## ○地域子育て支援拠点事業

実地団体	実施場所(問い合わせ先)	内容	開設日	開時間
はまゆう乳幼児 保育所地域子育 て支援センター 「どんぐりの会」	はまゆう乳幼児保育所内 (72-4328)	サークル活動	月	12:00～17:00
			火・木	8:00～13:00
		園庭・保育室開放	水・金	8:00～17:00
	育児(電話)相談	月～金	8:00～17:00	
	御荘夢創造館	サークル活動	月1回程度	10:00～11:30
御荘子育て 支援センター 「こあら」	御荘保育所内 (72-0598)	サークル活動	月・水・金	8:30～13:30
		園庭等開放	火・木	
		育児(電話)相談	月～金	8:30～17:15
子育て支援 グループ ・こぶたたん ぼほポケット とんぼ 「こぶたの広場」	愛南町城辺甲2652 JAえひめ南城辺支所跡 (73-7321)	育児(電話)相談 つどいと交流 各種ワーク シヨップ	月～金	10:00～16:00
	城辺保健センター	サークル活動	月1回程度	10:00～11:30

※予約・詳細(令和4年4月以降の日程・場所等)については、各団体へお問い合わせください。





### ③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満 15,000円/月（一律）</li> <li>・ 3歳～小学生 10,000円/月 （第3子以降は15,000円）</li> <li>・ 中学生 10,000円/月（一律）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯の生計中心者で、愛南町に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人</li> <li>・ 児童の入所施設の設置者、里親</li> <li>・ 児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ）</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	<p>保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺 甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中程度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども1人の場合 44,140円～ 10,410円/月</li> <li>・ 2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算</li> <li>・ 3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算</li> </ul> <p>※令和5年4月改定</p>	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母が離婚した児童</li> <li>・ 父（または母）が死亡した児童</li> <li>・ 父（または母）が重度の障がいにある児童</li> <li>・ 父（または母）が生死が明らかでない児童</li> <li>・ 父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> </ul> <p>など ※所得制限あり</p>	

	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度（1級障がい） 53,700円/月</li> <li>・中度（2級障がい） 35,760円/月</li> </ul> <p>※令和5年4月改定</p>	<p>①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること</p>	<p>保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777</p>
	障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>15,220円/月 ※令和5年4月改定</p>	<p>20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと</p>	
	特別障害者手当	<p>障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。</p> <p>27,980円/月 ※令和5年4月改定</p>	<p>20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと</p>	



	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和5年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級 993,750円/年 + 子の加算</li> <li>・ 2級 795,000円/年 + 子の加算</li> </ul>	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>町民課</p> <p>〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-7300 FAX： 0895-70-1777</p> <p>宇和島年金事務所</p> <p>〒798-0036 宇和島市天神町 4-43 電話： 0895-22-5440 FAX： 0895-24-2819</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①愛南町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	<p>保健福祉課</p> <p>〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777</p>



#### ④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



##### ●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	0歳から18歳年度末までの保険適用の医療費が対象となります。 ※婚姻・就労している場合は対象外 各医療保険の一部負担金について、町が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	町民課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-7300 FAX： 0895-72-1214
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯 （ただし、子どもが引き続き学生の場合は、20歳以上でも可） ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（保護者が愛南町内に居住するもの）	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777



助成・給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	宇和島保健所 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話： 0895-22-5211
難病の 医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②愛南町内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	
重度心身障害 者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する人です。 ・身体障害者手帳1級または2級を持つ人 ・療育手帳A級を持つ人 ・療育手帳B級（中度）と身体障害者手帳を持つ人	町民課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-7300 FAX： 0895-72-1214
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③愛南町に住民登録があること ※所得制限の要件あり	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。	

## ●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
補装具の交付・修理	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	身体障害者手帳の交付を受けている者又は難病患者等で、事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777



給付	内容	対象	窓口
日常生活用具 給付	障がいのある人や難病等の方が在宅での日常生活をより円滑に行うため、日常生活に必要な用具や住宅改修にかかる費用の一部を助成します。	原則、在宅で生活する以下の方が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777

### ⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

\* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照



## ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	



## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて

### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

\*愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照

### ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子ども（疑いも含む）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児） ※疑いも含む	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	



	サービス	内容	対象	窓口
③	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照

## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した  ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県庁 保健福祉部 障がい福祉課 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話： 089-912-2420 FAX： 089-931-8187  または 保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777



	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	<p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病の治療</li> <li>・ 看護</li> <li>・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護</li> <li>・ 日常生活上の相談支援や助言</li> <li>・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練</li> <li>・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援</li> <li>・ コミュニケーション支援</li> </ul>	<p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した</p> <p>①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児</p> <p>②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童</p>	<p>愛媛県庁 保健福祉部 障がい福祉課 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話： 089-912-2420 FAX： 089-931-8187</p> <p>または 保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777</p>

\* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照



● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

\* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴介助、排せつ介助、食事介助等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	<b>保健福祉課</b> <b>〒798-4196</b> <b>南宇和郡愛南町</b> <b>城辺甲2420番地</b>  <b>電話：0895-72-1212</b> <b>FAX：0895-70-1777</b>
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方（医療型短期入所は別の要件あり） ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	



	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、発達障がい者(児)等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	巡回入浴	在宅や通所での入浴が困難な障がい者(児)に対して、巡回訪問し、入浴を行います。	在宅や通所での入浴が困難な障がい者(児)	
	重度障害者入院時コミュニケーション支援	入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度の障がい者に対し、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通が困難で介護者がいない障がい者(児)	

	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	愛南町内に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	<b>保健福祉課</b> 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777
		〔Ⅰ型〕 精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。		
		〔Ⅱ型〕 雇用・就労が困難な在宅障がい者に対して機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。		
		〔Ⅲ型〕 地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業を実施。		



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、 低所得世帯	愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の 高齢者の属 する世帯等	〒790-8553 松山市持田町 三丁目8番15号  電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289  または  愛南町 社会福祉協議会  〒798-4101 南宇和郡愛南町 御荘菊川1157番地  電話： 0895-73-7776 FAX： 0895-74-0520
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
教育支援費 就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費</li> <li>○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</li> </ul>			

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken\\_shi/index.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html)



## ⑥ 入園について

### ○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所を利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓 口
幼稚園	なし	3～5歳	1号認定	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	
子育て支援拠点事業	なし	0～5歳	認定なし	

### ●一時預かりについて

……1号認定で実施園に在籍する園児のうち、教育時間外の保育を必要とする理由がある場合に、預かり保育を利用することができます。

・愛南町内の一時預かり実施の施設

実施園	条 件	問い合わせ先
あいなん幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料金 1時間100円</li> <li>・ 保育時間 保育終了後の 14:30～16:30</li> <li>※長期休業中は 9:00～16:00 (平日の実施日に限る)</li> </ul>	<b>あいなん幼稚園</b> 〒798-4342 南宇和郡愛南町深浦3番地1 電話：0895-72-0836 FAX：0895-72-0836



## ●一時保育について

……保護者の就労・疾病・冠婚葬祭・学校行事への出席、リフレッシュなどの理由で、一時的に保育所を利用することができます。ご利用には事前に申込みが必要です。

・愛南町内の一時預かり実施の施設

実施園	定員	条件	問い合わせ先
緑保育所	定員12名	保育所に入所していない満1歳から小学校就学前までの集団保育可能な児童  月15回以内：私的理由のとき 1か月以内：緊急のとき 月～金：8時30分～16時30分 土曜日：8時30分～12時30分 (ただし、年末年始・祝祭日・臨時休所を除く。)	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話：0895-72-1212 FAX：0895-70-1777  緑保育所 〒798-4133 南宇和郡愛南町 緑乙1514番地 電話：0895-72-0897

## ●病児保育について

……仕事などで忙しい保護者に代わって、保育園や幼稚園、学校等に行くことができる状態でないお子さんを、日中のみお預かりして、保育士・看護師が協力して保育看護するもので、入院施設ではありません。基本的に、通院して治療が行える程度の症状のお子さんを対象としています。

・愛南町内の一時預かり実施の施設

施設名	所在地	電話番号	利用時間	問い合わせ先
岡沢クリニック テレサルーム	〒798-4110 南宇和郡愛南町 御荘平城 1976番地	0895-70-1511 (岡沢クリニック)  0895-73-7522 (テレサルーム)	月曜日～土曜日： AM8:30～PM5:30  ※第1・3土曜日、 日曜、祝祭日、 お盆、年末年始は 休み	保健福祉課 〒798-4196 南宇和郡愛南町 城辺甲2420番地 電話： 0895-72-1212 FAX： 0895-70-1777

## ⑦ 就学について

### ● 特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の場について、教育相談を行っています。

■ 申し込み方法：在籍している保育所等を通じて申込み

■ 問い合わせ先：愛南町教育委員会 学校教育課

〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

電話：0895-72-1113

FAX：0895-73-1113

### ● 就学时健康診断

……新入学予定の保護者に対し、入学する年の1月末日までに、入学期日および就学すべき小・中学校を指定した就学通知書をお送りします。また、小学校への新入学の際には、入学前年の10月・11月頃に健康診断を受診していただく必要があります。事前に保護者へ通知しますので、受診してください。

■ 問い合わせ先：愛南町教育委員会 学校教育課

〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

電話：0895-72-1113

FAX：0895-73-1113





## ●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 +通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

## ●特別支援学級または通級指導教室を設置している愛南町内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
柏小学校	南宇和郡愛南町柏617	0895-85-0014	○	—
平城小学校	南宇和郡愛南町御荘平城2332	0895-72-0022	○	○
長月小学校	南宇和郡愛南町御荘長月853	0895-72-1658	○	—
城辺小学校	南宇和郡愛南町城辺甲2707	0895-72-0064	○	○
緑小学校	南宇和郡愛南町緑乙3231	0895-72-0839	○	—
一本松小学校	南宇和郡愛南町一本松5121-1	0895-84-2071	○	—
福浦小学校	南宇和郡愛南町福浦470	0895-83-0357	○	—
船越小学校	南宇和郡愛南町船越1268-1	0895-82-0178	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●特別支援学級または通級指導教室を設置している愛南町内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
御荘中学校	南宇和郡愛南町御荘平城3787	0895-72-0231	○	—
城辺中学校	南宇和郡愛南町城辺甲2707	0895-72-0547	○	○
一本松中学校	南宇和郡愛南町一本松5121-1	0895-84-2009	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がいがあります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

\*愛媛県内の特別支援学校については、P239参照

